

二
千
一
年
の
燃
料
油
に
よ
る
汚
染
損
害
に
つ
い
て
の
民
事
責
任
に
関
す
る
国
際
条
約
の
説
明
書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	定義	二
2	適用範囲	二
3	船舶所有者の責任	三
4	適用除外	三
5	二以上の船舶が関係する事故	三
6	責任の制限	三
7	強制保険その他の金銭上の保証	三
8	期間制限	四
9	管轄権	四
10	承認及び執行	五
11	条約の優先に関する条項	五
12	最終条項	五
13	燃料油による汚染損害についての民事責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書（附属書）	五

三 条約の実施のための国内措置.....

(参 考)

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 海上における船舶の事故その他の理由によつて船舶内の燃料油が流出し、又は排出される場合には、周辺海域における海洋環境の汚染、沿岸部における環境面及び経済面の被害等の汚染損害が生ずることがある。タンカーの海上事故に伴う大規模油汚染の問題が深刻化した千九百六十年代後半以降、タンカーからの油の流出又は排出による汚染損害については、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約等の関連条約が作成され、効果を上げてきたが、これらの条約の対象とならない一般船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害については、船舶の大型化に伴い大規模汚染のリスクも高まっていることから、新たな対策が求められてきた。

(2) このような事情を踏まえ、国際海事機関（以下「IMO」という。）において、燃料油による汚染損害について責任原則及び賠償に係る枠組みの構築に向けた議論が行われ、平成十三年（二千一年）三月にIMOの主催によりロンドンで開催された国際会議において、この条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害についての船舶所有者の責任及び強制保険、締約国の裁判所が下す判決の承認等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害についての責任を明確化し、及び適正で迅速かつ効果的な賠償の支払を確保することを通じ、被害者の保護を充実させ、及び海洋環境の保護に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 保険等保証が効力を有していることを証明する証明書の発給要件及び効力要件を定め、要件を満たす船舶に対して証明書を発給すること。

(2) 自国を旗国とする締約国登録船舶であつて総トン数が千トンを超えるものにつき、証明書が発給されていない限り、運航を認め

ないこと。

(3) 寄港国として、自国の港等の入出港船舶であつて総トン数が千トンを超えるものにつき、自国の国内法令により、保険等保証が効力を有していることを確保すること。

(4) 自国の裁判所がこの条約に基づく賠償の請求の訴えについての管轄権を有することを確保すること。

(5) 管轄権を有する他の締約国の裁判所が下した判決であつて、当該判決のあつた国において執行することが可能であり、かつ、再び通常の方式で審理されることがないものにつき、当該判決が詐欺によつて得られた場合等を除くほか、承認し、執行力を付与すること。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、平成十六年（二千四年）に船舶油濁損害賠償保障法を改正し、この条約の内容の一部を実施してきているが、現行の關係法令の下では、船舶所有者が有効な保険等保証を維持している場合でも、契約条件を満たさないために保険金が支払われない、船舶所有者の失踪により連絡が取れない等の理由により被害者への賠償が確保されない事例もある。我が国がこの条約を締結することにより、保険者等への賠償額の支払の直接請求が可能となり、一部の例外を除いて支払が確保されることとなるほか、我が国の裁判所による賠償命令の他の締約国における執行が確保され、被害者保護の更なる充実につながることから、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文十九箇条、末文及び一の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義（第一条）

「船舶所有者」、「燃料油」、「防止措置」、「汚染損害」等の用語の定義について規定している。

2 適用範囲（第二条）

この条約は、締約国の領域及び排他的經濟水域において生ずる汚染損害並びに当該汚染損害を防止し、又は最小限にするための防止措置（とられる場所のいかんを問わない。）についてのみ適用する。

3 船舶所有者の責任（第三条）

(1) 事故の発生の際における船舶所有者は、船舶内の燃料油又は船舶から流出し、若しくは排出される燃料油によって生ずる汚染損害について責任を負う（第三条1）。

(2) 船舶所有者は、汚染損害が戦争等によってもたらされたこと等を証明した場合には、汚染損害について責任を負わない（第三条3）。

(3) 船舶所有者は、汚染損害を被った者の作為若しくは不作為（損害を生じさせることを意図したものに限る。）又は過失によつて当該汚染損害がもたらされたことを証明した場合には、当該者に対する責任の全部又は一部を免れることができる（第三条4）。

(4) この条約のいかなる規定も、船舶所有者がこの条約との関係を離れて有する求償権を害するものではない（第三条6）。

4 適用除外（第四条）

この条約は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約に定義する汚染損害並びに軍艦等及び国が所有し、又は運航する船舶であつて非商業的業務にのみ使用するものについては、適用しない（第四条1及び2）。

5 二以上の船舶が関係する事故（第五条）

二以上の船舶が関係する事故によつて汚染損害が生じた場合には、関係する全ての船舶の船舶所有者は、合理的に分割することができない汚染損害の全体につき連帯して責任を負う。

6 責任の制限（第六条）

この条約のいかなる規定も、船舶所有者及び保険等保証を提供する者が適用可能な国内の又は国際的な制度に基づいて責任を制限する権利に影響を及ぼすものではない。

7 強制保険その他の金銭上の保証（第七条）

(1) 総トン数が千トンを超える締約国登録船舶の登録所有者は、責任の制限に関する適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の限度額に等しい額（いかなる場合にも、海事債権についての責任の制限に関する条約に従つて計算される額を超えない額とする。）において汚染損害についての自己の責任を担保するため、保険等保証を維持しなければならない（第七条1）。

- (2) 保険等保証が効力を有していることを証明する証明書は、締約国の適当な当局又は締約国の認定する団体によつて発給される（第七条2及び3）。
- (3) 証明書は、船舶内に備え置くものとする（第七条5）。
- (4) 保険等保証は、有効期間の満了以外の理由により、当局に対して終了の通報が行われた日から三箇月の期間が満了する前に効力を失うことがあるものである場合には、要件を満たすこととはならない（第七条6）。
- (5) 船舶の登録国は、証明書の発給要件及び効力要件を定める（第七条7）。
- (6) 締約国の権限に基づいて発給され、又は公認された証明書は、他の締約国により、この条約の適用上承認され、及び当該他の締約国が発給し、又は公認した証明書と同一の効力を有するものと認められる（第七条9）。
- (7) 汚染損害の賠償の請求は、保険者等に対して直接に提起することができる。この場合には、被告は、船舶所有者が援用することができたであろう抗弁を援用することができる。また、被告は、船舶所有者が責任を制限することができない場合であっても、維持することが必要とされる保険等保証の額に等しい額に責任を制限することができる。さらに、被告は、汚染損害が船舶所有者の悪意によつて生じたとの抗弁を援用することができるが、船舶所有者により被告に対して提起される訴えにおいて援用することができたであろう他のいかなる抗弁も援用してはならない。（第七条10）
- (8) 締約国は、自国を旗国とする船舶であつて総トン数が千トンを超えるものについては、証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならない（第七条11）。
- (9) 各締約国は、自国の領域内の港等の入出港船舶であつて総トン数が千トンを超えるものにつき、自国の国内法令により、保険等保証が効力を有していることを確保する（第七条12）。

8 期間制限（第八条）

この条約に基づいて賠償を請求する権利は、損害が生じた日から三年以内に訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、訴えは、事故の発生の日から六年の期間が満了した後は、提起してはならない。

9 管轄権（第九条）

(1) 事故が締約国の領域若しくは排他的経済水域において汚染損害を生じさせた場合又は当該汚染損害を防止し、若しくは最小限にするために防止措置がとられた場合には、船舶所有者又は保険者等に対する賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができる（第九条1）。

(2) 各締約国は、自国の裁判所がこの条約に基づく賠償の請求の訴えについての管轄権を有することを確保する（第九条3）。

10 承認及び執行（第十条）

(1) 管轄権を有する裁判所が下した判決であつて、当該判決のあつた国において執行することが可能であり、かつ、再び通常的方式で審理されることがないものは、当該判決が詐欺によつて得られた場合等を除くほか、いずれの締約国においても承認される（第十条1）。

(2) 承認された判決は、各締約国において、必要とされる手続がとられたときは、執行力を付与される（第十条2）。

11 条約の優先に関する条項（第十一条）

この条約は、その署名開放日に効力を生じており、又は署名、批准若しくは加入のために開放されている他の条約と抵触する場合には、その抵触する限度においてのみ、当該他の条約に優先する。

12 最終条項（第十二条から第十九条まで）

この条約の署名、批准、効力発生、廃棄、改正、寄託者、言語等について規定している。

13 燃料油による汚染損害についての民事責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書（附属書）

第七条に規定する証明書の様式等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

1 採択 平成十三年三月二十三日 ロンドンにおいて採択

2 効力発生 平成二十年十一月二十一日

3 署名国 十一箇国

オーストラリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、英国
 4 締約国 平成三十一年二月一日現在 九十一箇国

アルバニア、アンティグア・バーブーダ、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ブルガリア、カナダ、中華人民共和国、コモロ、コンゴ共和国、クック、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、エジプト、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、ハンガリー、インドネシア、イラン、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、大韓民国、ラトビア、レバノン、リベリア、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、マルタ、マーシャル、モリシヤス、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ミャンマー、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ニウエ、北朝鮮(※)、ノルウェー、パラオ、パナマ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サウジアラビア、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、トーゴ、トンガ、チュニジア、トルコ、ツバル、英国、バヌアツ、ベトナム

(※我が国は、国家として承認していない。)